

湯沢学園 P T A 規約

第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は、湯沢学園 P T A と称する。職員の協力をより、学園および家庭
 第 2 条 本会及び会員は、相互に親しく、本会の目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 第 3 条 本会は、園がの目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 (1) 本会がの目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 (2) 本会がの目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 (3) 本会がの目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 (4) 本会がの目的を達成するために、協力を図る。および「人を想
 第 4 条 本会は、湯沢学園 P T A と称する。職員の協力をより、学園および家庭
 第 5 条 本会は、湯沢学園 P T A と称する。職員の協力をより、学園および家庭

第 2 章 会員および機関

- 第 6 条 本会は、本員以下で構成する。
 第 7 条 本会は、本員以下で構成する。
 (1) 本員
 (2) 本員
 (3) 本員
 (4) 本員
 (5) 本員

第 3 章 役員

- 第 8 条 本会に次の役員と会計監査を置く。
 (1) 役員
 1 名 (保護者 1 名)
 3 名 (保護者 2 名、責任校長 1 名)
 1 名 (事務職員 1 名)
 各学年 3 名以上
 各町内 1 名以上
 (2) 会計監査 2 名以上
 第 9 条 役員および会計監査の業務は、次の通りとする。
 (1) 役員
 ① 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
 ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わ
 ③ 会計は、本会の会計を行う。活動の企画運営を行う。
 ④ 委員は、本会の各学年の生徒の登下校の安全管理活動、校外生活の健全
 ⑤ 地区委員は、本会の各学年の生徒の登下校の安全管理活動、校外生活の健全
 (2) 役員および会計監査は、本会の選任を経て、必要事項は、別途細則に定める。
 第 10 条 役員および会計監査は、本会の選任を経て、必要事項は、別途細則に定める。
 第 11 条 役員および会計監査は、本会の選任を経て、必要事項は、別途細則に定める。
 2 役員は、欠員が生じたときは、前年度の会長、副会長のなかから、選出する。
 3 役員は、欠員が生じたときは、前年度の会長、副会長のなかから、選出する。

第4章 総会

- 第12条 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2 総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。
- 3 臨時総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。
- 4 (1) 前年度新規約その他、会長が招集する。
- (2) 前年度新規約その他、会長が招集する。
- (3) 前年度新規約その他、会長が招集する。
- (4) 前年度新規約その他、会長が招集する。
- (5) 前年度新規約その他、会長が招集する。
- 第13条 総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。
- 第14条 総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。
- 第15条 総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。
- 第16条 総会開催の期前年度新規約その他、会長が招集する。

第5章 評議員会

- 第17条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第18条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- (1) 評議員の選出方法
- (2) 評議員の任期
- (3) 評議員の職務
- (4) 評議員の報酬
- 第19条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第20条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第21条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第22条 評議員会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、

第6章 正副会長会

- 第23条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第24条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- (1) 正副会長の選出方法
- (2) 正副会長の任期
- (3) 正副会長の職務
- (4) 正副会長の報酬
- (5) 正副会長の権限
- 第25条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第26条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第27条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、
- 第28条 正副会長会は、総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、地区委員長、

第7章 学年委員会

- 第29条 学年委員会は、学年ごとの活動を推進する。
- 第30条 学年委員会は、学年ごとの活動を推進する。
- (1) 学年委員会の組織

- は学年委員の判断に委ねる。) (2)前記事業の実施を決定した場合においては当該事業の企画運営
 第31条 学年委員会は、委員長の招集する。出席者の過半数の出席をもって成立する。
 第32条 学年委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により、他の委員がこれに代わる。
 第33条 学年委員会の議長は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第8章 地区委員会

- 第35条 地区委員会は、各町内より選出した地区委員で構成する。
 第36条 地区委員会には、以下のとおり3つの地区を定める。
 一 湯沢地区
 二 神立地区
 三 土樽地区
 2 前項の地区ごとに代表者1名を選出し、当該代表者のなかから地区委員1名、副委員長1名を互選する。
 第37条 (1)児童生徒の登下校の安全管理活動に関すること。
 (2)その他児童生徒の校外生活に関すること。
 第38条 地区委員会は地区委員長の招集する。出席者の過半数の出席をもって成立する。
 第39条 地区委員会は、委員長の招集する。出席者の過半数の出席をもって成立する。
 第40条 地区委員会の議長は、委員長がこれにあたる。委員長に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定められた順序により、副委員長がこれに代わる。
 第41条 地区委員会の議長は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第9章 専門委員会

- 第42条 本会には、必要に応じて広報、安全等の専門委員会を設置することができる。
 第43条 専門委員会の委員の構成は、その目的に応じて、その都度決定する。ただし、少なくとも委員1名(保護者1名)、副委員長1名(保護者1名)を選出するものとする。
 2 各委員会の任期は1年とする。再任は妨げない。
 第44条 専門委員会の設置に必要事項は、別途細則に定めるものとする。

第10章 会計

- 第45条 本会の経費は会費およびその他の収入をもってこれにあてる。
 2 本会費は1世帯当たり年額3000円とする。
 3 年度途中での場合は、当該転入月については月割り額とする。ただし、転入日が14日以前の場合は、当該転入月についても月割りによる会費を徴収する。
 4 年度途中での場合は、生徒が転出した場合でも、会費の月割り返還はしない。
 第46条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11章 雑則

- 第47条 本会の運営に関する細則は、評議員会にて定める。
 第48条 本規約の改廃は、評議員会で議決し総会での承認を必要とする。

附則
 本規約は、令和6年4月1日から施行する。